

表紙

目 次

掛川市景観計画概要編		1
1	掛川市景観計画とは	2
2	掛川市景観計画の概要	3
基準・指針解説編		7
1	良好な景観形成のための制限・指針の概要	8
2	大規模建築物等の届出	9
	（1）対象区域	9
	（2）対象行為・規模	9
	（3）届出書の提出について	10
	（4）添付図書について	11
	（5）届出手続きの流れ	12
3	大規模建築物等の景観形成基準（行為の制限）の内容	14
	（1）建築物・工作物の高さ	14
	（2）建築物・工作物の色彩	15
	（3）都市計画法第4条第12項に規定する開発行為における行為の制限	17
	（4）土石の採取	18
4	建築物・工作物の景観形成指針の内容	19
	（1）配置	20
	（2）高さ	21
	（3）形態	22
	（4）壁面	23
	（5）色彩	23
	（6）材料	25
	（7）付帯設備	25
	（8）駐車場・付属施設	26
	（9）外柵や塀、門柱・門扉	26
	（10）植栽等	27
	（11）屋外広告物	28
参考資料		29
	掛川市景観条例	30
	用語解説	33

一掛川市景観計画概要編一

1

掛川市景観計画とは

掛川市の景観の今

掛川市は海、川、山等の豊かな自然、懐かしい里山風景、歴史的なまち並み、整備された住宅街等、良好な景観に恵まれています。

その一方で、海岸線の後退、荒廃農地の増加等自然景観や昔ながらの風景が大きく様変わりしてしまったところも見受けられます。また、自然景観とまち並み景観の調和が失われているところもあります。



良好な景観喪失の要因とは



本市の良好な景観が徐々に失われつつある状況には、主に3つの要因が考えられます。

まず、本市の景観形成のあり方や方向性が明確に示されていないこと、第二に、行政をはじめ、市民や事業者の景観形成に関する意識が低いこと、第三に景観形成を誘導する制度や仕組みを十分に活用していないこと、が挙げられます。

本市の良好な景観を守り、育てるためには、これらの課題に適切に対応することが必要です。

景観計画を策定し、景観条例を制定しました

本市と同様の課題が全国的にも増加するなか、景観に関する初の総合的な法律として「景観法」が平成16年に制定され、平成17年6月に全面施行されました。

本市では、この法整備を好機と捉え、良好な景観形成に積極的に取り組むこととし、法を活用するため、平成20年5月1日、静岡県知事の同意を得て、「景観行政団体」となりました。そして、本市の景観に関する総合的な計画として、「掛川市景観計画」を策定し、「掛川市景観条例」を制定しました。



2

掛川市景観計画の概要

1 景観計画区域

掛川市全域を景観計画区域とします。

2 良好な景観形成のための方針

《景観形成の目標》

生涯学習を通じて育む 郷土の景観

～ 緑と水と歴史と文化とまち並みが繋がる 美しい掛川 ～

＜景観要素別の景観形成方針＞

- 1 緑・水の景
豊かな緑と水、起伏ある地形を活かし継承します。
- 2 時の景
掛川の歴史・文化的な景観を継承します。
- 3 街の景
住みたい・訪れたいと感じる景観を創ります。
- 4 人の景
市民が憩い、触れ合い、活動する景観を演出します。

＜ゾーン別の景観形成基本方針＞

- 1 森林景観ゾーン
豊かな緑と起伏ある地形を保全します。
- 2 農村景観ゾーン
文化的で特徴的な農地景観を保全します。
- 3 市街地景観ゾーン
緑あふれ落ち着きのある市街地景観を創出します。
- 4 中心市街地景観ゾーン
掛川城が映えるにぎわいある中心市街地景観を創出します。
- 5 海岸・河川景観ゾーン
水辺を生かした自然景観を保全し、水辺を生かしたまち並み景観を創出します。
- 6 沿道商業地・業務地景観ゾーン
周囲の自然景観と調和し統一感がある沿道景観を創出します。

3 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

良好な景観形成のために、一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設等を「届出対象行為」として位置づけ、それらの行為について、市民、事業者が守るべきルールを「行為の制限」として設定しています。

「届出対象行為」に該当する行為をしようとする方は、事前に市に届出し、「行為の制限」に適合しているか否かについて審査を受ける必要があります。詳細は、P 9～を参照して下さい。

4 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

保全を推進すべき、景観上重要な建造物や樹木を、どのような基準で指定するかということについて、基本的な考え方を示しています。

<指定の方針>

公共の場所から容易に見ることができ、以下の項目のいずれかに該当するもので所有者の同意が得られたものを指定します。

<景観重要建造物>

- ①優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与する建造物
- ②街角やアイストップ（多くの視線が集まる場所）に位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にある建造物
- ③地域の自然、歴史、文化、生活等から見て、これらの特性が形として現れたものであり、地域を象徴する建造物

<景観重要樹木>

- ①樹高や樹形が、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与する樹木
- ②街角やアイストップ（多くの視線が集まる場所）に位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にある樹木
- ③地域の歴史、文化を象徴する貴重な樹木

5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

良好な景観形成のため、地域特性を踏まえ、市独自の屋外広告物条例を制定することとし、条例に定める基準について、基本的な考え方を示しています。

①規制地域、表示または設置の位置

- ・地域の景観特性を踏まえた規制地域とする。
- ・表示または設置場所は、周辺景観及び眺望地点からの景観に配慮した位置や配置とする。

②規模

- ・必要最小限の面積、設置個数にするとともに、周辺景観及び稜線等の眺望を阻害しない高さとする。

③形態、意匠

- ・周辺景観との調和や建物等との一体性が確保できるものとする。

6 景観重要公共施設の整備に関する事項

良好な地域景観を形成するため、シンボリックな存在として市民に親しまれている公共施設で景観面の配慮が必要なものを「景観重要公共施設」として指定するとともに、これらの保全、整備、改修に関する基本的な考え方を示しています。

本計画では、緑の精神回廊の一部と潮騒橋を景観重要公共施設として指定し、整備の方針を次のように決めました。

<緑の精神回廊の一部>

- ・本市のシンボリックな歩行者ネットワークの一部としてふさわしい、快適で潤いある道路景観の創出に努めます。
- ・指定区間の良好な道路景観の維持に努めるとともに、指定区間以外の緑の精神回廊の部分との連続性に配慮した道路景観の創出に努めます。
- ・市民、事業者、行政が協働し、草刈や美化清掃等の周辺景観の維持管理を推進し、隣接する掛川城や掛川市役所等との拠点と調和した景観の形成に努めます。

<県道浜松御前崎自転車道線の潮騒橋区間>

- ・潮騒橋は優れた意匠であるとともに、周辺からの橋梁景観は特有のものであるため、その構造を維持するよう努めます。
- ・橋梁上からの遠州灘海原の眺望が確保できるよう努めるとともに、路面・防護柵等については、遠州灘の景観と調和するよう保全に努めます。

7 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

良好な田園景観や茶畑景観を保全するため、あるいは美しい農村景観をつくるために、景観農業振興地域整備計画を策定することができます。

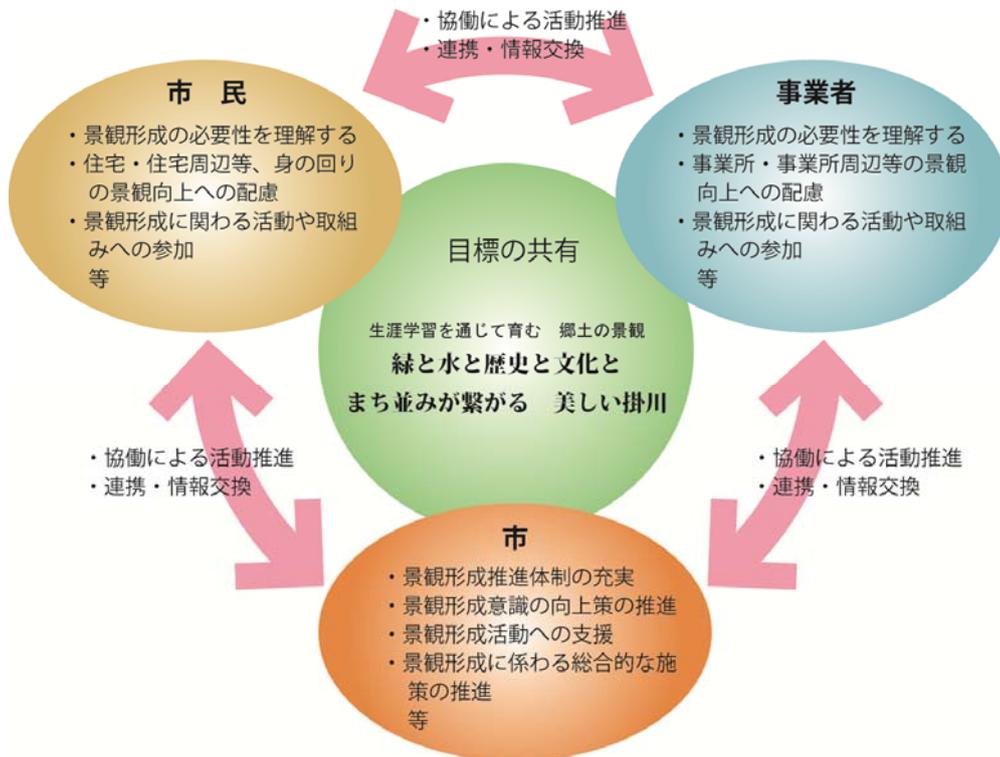
策定にあたっては、地域の景観の特色に配慮して次のような箇所を対象としつつ、住民の意向を踏まえて選定し、本市の美しい農村景観の保全と向上を図るため、必要な段階でこの制度を運用することとします。

- ①水田及び茶園等の農地が、丘陵地や河川、集落地等と調和し、良好な景観を呈しており、今後とも保全・継承が求められる地域。
- ②棚田や丘陵地の茶畑等、農地の形状や構造が貴重な景観要素となっており、今後とも保全・継承が求められる地域。
- ③歴史的資源・文化的資源等と調和し、一体的に良好な景観を呈しており、今後とも保全・継承が求められる地域。
- ④景観作物の栽培や農地のオーナー制度の実施により都市住民との交流を推進しており、今後ともその活動を推進していく地域。
- ⑤農村景観や丘陵地景観と調和する農業生産基盤整備を推進していこうとする地域。
- ⑥担い手不足等による耕作放棄地が増加しており、対応が求められる地域。

8 景観計画の推進について

(1) 市民・事業者・市の協働による景観形成の推進

景観形成の推進にあたっては、市民・事業者・市の役割を明確にし、互いに連携を図りつつ、協働により推進していきます。



(2) 重点的に取り組む施策

景観形成のためには多様な取り組みが必要ですが、以下の施策は重点的に取り組んでいきます。

一 良好な景観の保全・創出のための施策の推進

- ① 建築物・工作物の景観誘導
- ② 地区単位の景観形成
- ③ 景観重要建造物・樹木の指定
- ④ 景観重要公共施設の指定
- ⑤ 農地景観の保全
- ⑥ 市独自の屋外広告物条例の策定
- ⑦ 眺望点の指定と眺望景観の保全
- ⑧ 緑地景観の保全

一 市民の景観形成に係る意識の向上策の推進

- ① 景観に関する情報受発信
- ② 表彰・助成制度の創設
- ③ 景観形成を担う人材育成
- ④ 市民の景観形成活動の推進・支援

一 景観形成の推進体制の整備

- ① 掛川市景観審議会を設置
- ② 景観整備機構の指定
- ③ 地区景観まちづくり協議会の認定

—基準・指針解説編—

1

良好な景観形成のための制限・指針の概要

掛川市景観計画では、良好な景観を保全、創出、改善するための具体的なルールとして、景観法に基づく「行為の制限」と「建築物・工作物の景観形成指針」を設定しています。

	内 容	参照頁
大規模建築物等の 景観形成基準 (行為の制限)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法第8条に基づき設定された基準であり、P4に示す「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」に該当する基準です。 ・一定規模以上の建築物・工作物を建築または建設しようとするとき、あるいは開発行為等を行うときは、事前に計画内容を市に届出して、当該基準に則しているか否か、審査を受ける必要があります。 ・違反者等には、勧告、変更命令、罰則等を処することになります。 	大規模建築物の届出 …P9 大規模建築物等の景観形成基準の内容 …P14
建築物・工作物の 景観形成指針	<ul style="list-style-type: none"> ・市独自で設定した、建築物・工作物を建築または建設しようとするとき、景観に配慮するために守るべき事項です。 ・「ゾーン別の景観形成基本方針」で区分したゾーン毎に指針を示しています。 ・事前の計画内容の届出の必要はありません。 	建築物・工作物の景観形成指針の内容 …P19



小笠山から望む市街地

2

大規模建築物等の届出

大規模建築物等の届出について

周辺景観に大きな影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設等の行為について、掛川市景観計画に定める景観形成を推進するため、景観形成基準（行為の制限）に基づく規制・誘導を行います。

届出対象行為に該当する場合は、景観法第16条第1項に基づき、事前に届出が必要です。

届出の内容が景観形成基準に適合していない場合、勧告又は変更命令を処すこととなります。

届出の対象となる行為

(1) 対象区域

景観計画区域（＝掛川市全域）

(2) 対象行為・規模

対象	対象行為・規模	
(1) 建築物	行為	<ul style="list-style-type: none"> ・新築 ・床面積の合計が10㎡を超える増築・改築・移転 ・見付面積の1/10を超える外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	規模	以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 高さ（増築にあつては増築後の高さ） <ul style="list-style-type: none"> ・市街地景観ゾーン・・・15m以上 ・森林・農村景観ゾーン・・・10m以上 ② 面積（増築にあつては増築後の面積） <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の延べ面積の合計・・・1,000㎡以上
(2) 工作物	行為	<ul style="list-style-type: none"> ・新設 ・増築・改築・移転 ・見付面積の1/10を超える外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	規模	対象となる工作物のうち以下の規模のもの <ul style="list-style-type: none"> ① 工作物(1)に掲げるもの・・・高さ3m以上 ② 工作物(8)に掲げるもの・・・すべて ③ 工作物(2)～(7)に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・市街地景観ゾーン・・・高さ15m以上 ・森林・農村景観ゾーン・・・高さ10m以上

※ゾーン区分はP13参照

《対象となる工作物》

- (1) 垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 高架水槽、冷却塔、実験塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 記念塔その他これに類するもの
- (5) 石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの
- (6) 電波塔、送電用鉄塔、風力発電施設その他これらに類するもの
- (7) 自動車車庫の用に供する立体的施設その他これに類するもの
- (8) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの

対象	対象行為・規模	
(3) 開発行為	行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
	規模	① 都市計画区域又は準都市計画区域・・・面積3,000㎡以上 ② ①以外の区域・・・・・・・・・・・・・・・・面積10,000㎡以上
(4) 土石の採取	行為	・静岡県土採取等規制条例第2条第1項第1号または第2号に規定する土の採取等 ・砂利採取法第2条に規定する砂利の採取
	規模	面積1,000㎡以上

(3) 届出書の提出について

届出対象行為を行おうとする場合、下記により、あらかじめ届出が必要です。

① 届出書類

「景観計画区域内行為届出書（様式第3号）」に所定の添付図書を添えて、正副2部を提出してください。

- ・添付図書・・・行為の内容及び周辺景観への影響を確認するために必要な書類を届出書に添付してください。（詳細は p11 参照）

② 届出の期限

掛川市景観条例施行規則 別表第1に規定する届出日までに市都市政策課へ提出してください。

- ①建築物・工作物は、建築確認申請の30日前まで
- ②開発行為・土石の採取は、許可申請又は届出の日まで
- ③上記①、②によらない場合（外観の変更等、上記申請等が必要ない行為）は、行為の着手30日前まで

③ 変更の届出

1の届出内容に変更が生じた場合、変更に係る添付図書を添えて、「景観計画区域内行為変更届出書（様式第4号）」により、すみやかに届出してください。

④ 完了の届出

届出した行為が完了した場合、「景観計画区域行為完了届出書（様式第5号）」に行為が完了したことを示す写真を添付し、遅滞なく届出してください。

(4) 添付図書について

「景観計画区域内行為届出書（様式第3号）」に添付する図書の種類は、次のとおりです。

種類	縮尺	概要	建築物	工作物	開発行為	土石採取
計画概要書	—	行為の計画概要及び工程を明記	○	○	○	○
付近見取図	1/2,500 以上	当該敷地を明記	○	○	○	○
配置図	1/100 以上	縮尺、方位、敷地の境界線及び建築物・工作物の位置を明記	○	○	○	○
周辺現況写真	—	敷地及び周辺の状況が分かるもの 2方向以上から撮影し、付近見取図及び配置図に撮影方向を明記	○	○	○	○
着色立面図	1/50 以上	4面以上 マンセル値を記入 広告物や露出する建築設備を明記 制限色を使用する場合、見付面積を明記	○	○	△	
外部仕上げ表	—	仕上げ方法及びマンセル値を明記 ※ 着色立面図に上記内容が表現されている場合は不要	○	○	△	
設計図	1/100 以上	施工方法を明記			○	○
断面図	1/200 程度	行為前後の土地の状況を対比できる縦断面及び横断面			○	○
外構図	1/100 程度	門、垣、塀、擁壁、植栽（高木・低木の別を含む）等の敷地内の外部構成を記入 工作物の高さを明記 緑地部分を着色等により明示 ※ 配置図、設計図等上記内容が表現されている場合は不要		○	○	○

備考1：必要に応じて、鳥かん図・パース図を提出してください。

2：行為の規模が大きいため、表に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じた縮尺の図面に変えることができます。

3：表中「△」は、必要に応じて提出してください。

(5) 届出手続きの流れ

事前相談 <届出者>

行為の届出後に内容を変更する必要が生じた場合、調整が困難となることも予想されますので、行為の構想・計画の早い段階でご相談いただくことをお勧めします。



届出（景観法第16条） <届出者>

事前相談の内容を基に届出書類を作成し、掛川市景観条例施行規則別表第1に掲げる届出日までに、正副2部を市都市政策課へ提出します。



審査等

届出書の内容が掛川市景観計画に規定する景観形成基準に適合しているか否かを審査します。



建築確認申請等 <届出者>



行為の着手 <届出者>

届出から30日経過後に着手することができます。（景観法第18条）
※ 根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事は着手に含みません。



完了の届出（掛川市景観条例第15条） <届出者>

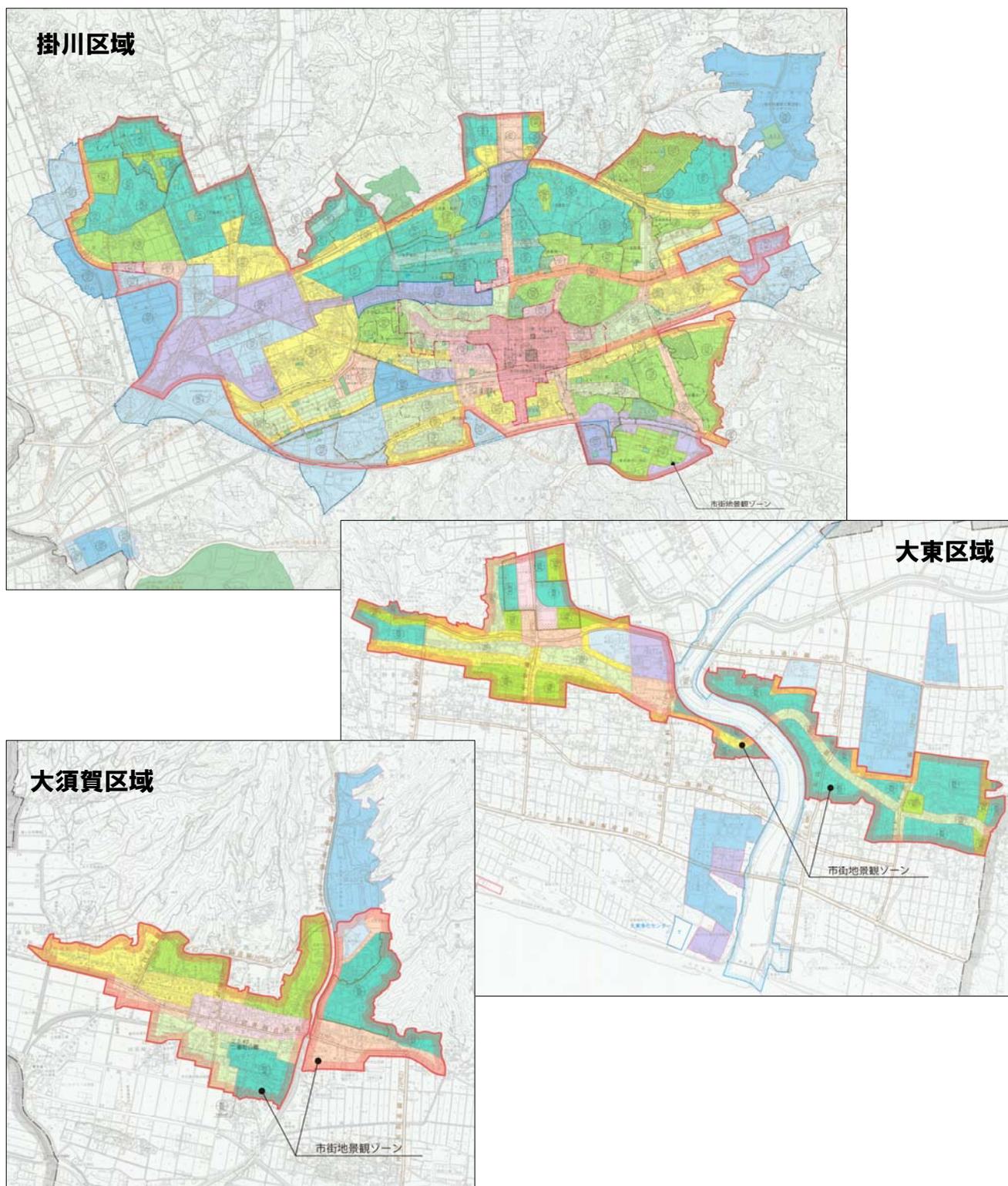
届出に係る行為が完了したときは、当該行為が完了したことを示す写真とともに完了届出書を市都市政策課へ提出します。

【ゾーン区分図】

市内を「市街地景観ゾーン」「森林・農村景観ゾーン」の2つに区分し、届出対象となる行為の規模を区分しています。

「市街地景観ゾーン」は、用途地域が指定されている区域を基本とした範囲で、下図の赤枠で示す区域内です。

「森林・農村景観ゾーン」は「市街地景観ゾーン」以外の区域です。



3

大規模建築物等の景観形成基準（行為の制限）の内容

届出の必要な大規模建築物等は、次の景観形成基準（行為の制限）に適合させる必要があります。市では、届出の内容が景観形成基準に適合しているか否を確認します。

（1）建築物・工作物の高さ

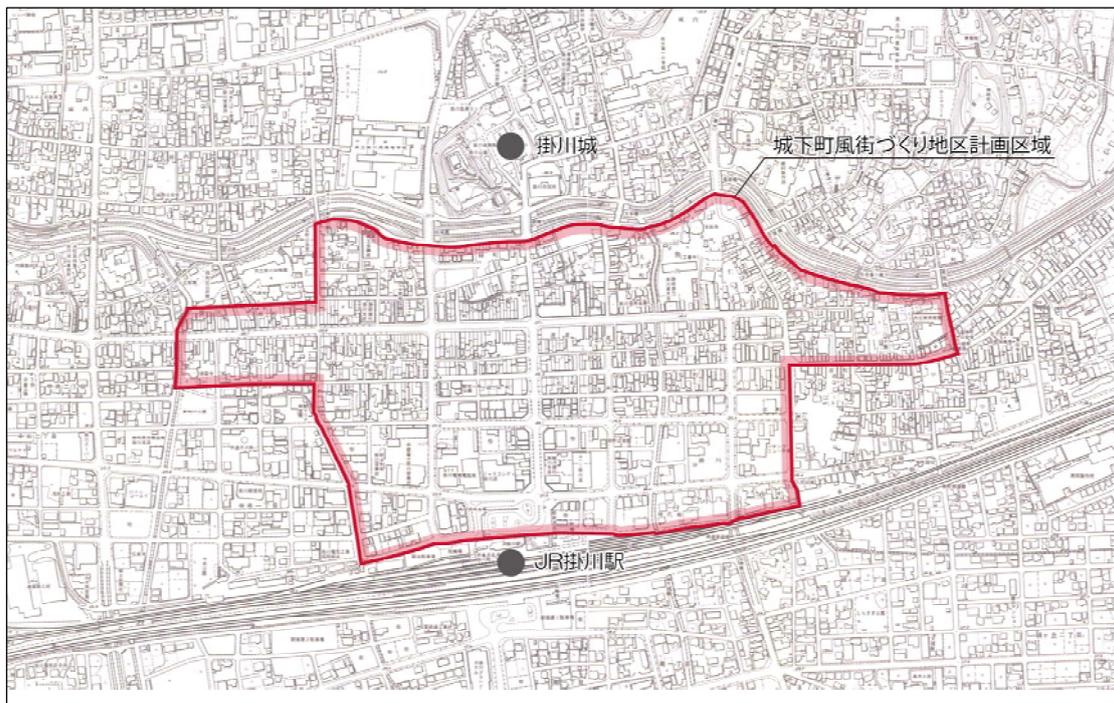
基準適用範囲：城下町風街づくり地区計画の区域

景観形成基準：建築物・工作物の各部分の標高は、72mを越えない高さとしします。

※ただし、道路や橋梁等の公共施設、学校や病院等の公共公益施設、電気事業等の公益事業と認められる事業に伴う建築物、工作物において、施設等の機能的性質上や土地利用上やむを得ず、かつ周辺環境への支障も少なく、景観形成への実現を阻害しないと市長が認める場合は、当該規定を適用しません。

【基本的考え方】

掛川城を市のシンボルとして守っていくために、市の中心部においては、掛川城より高い建築物や工作物が立地しないよう、高さを制限します。



図：城下町風街づくり地区計画区域

(2) 建築物・工作物の色彩

基準適用範囲： 景観計画区域（市全域）

景観形成基準： 建築物・工作物の外観の色彩基準の数値は、日本工業規格 Z8721〔色の表示方法—三属性による表示〕（以下、マンセル値と呼ぶ。）に基づき、次のとおりとします。

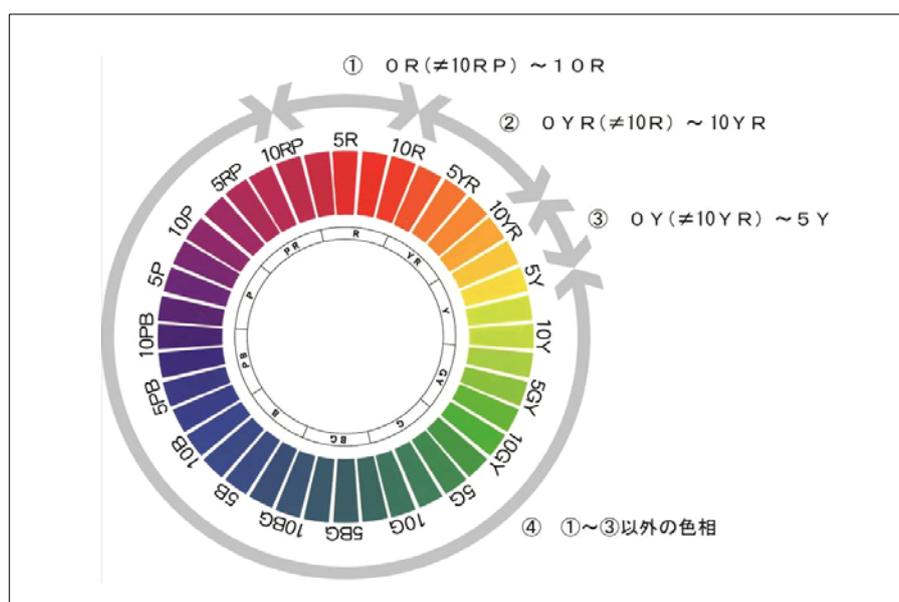
色相	彩度	明度
① 0R (≠10RP) ~ 10R	4 以下	3 以上
② 0YR (≠10R) ~ 10YR	6 以下	
③ 0Y (≠10YR) ~ 5Y	3 以下	
④ 上記以外の色相	2 以下	

※ただし、次に定める事項についてはその限りではありません。

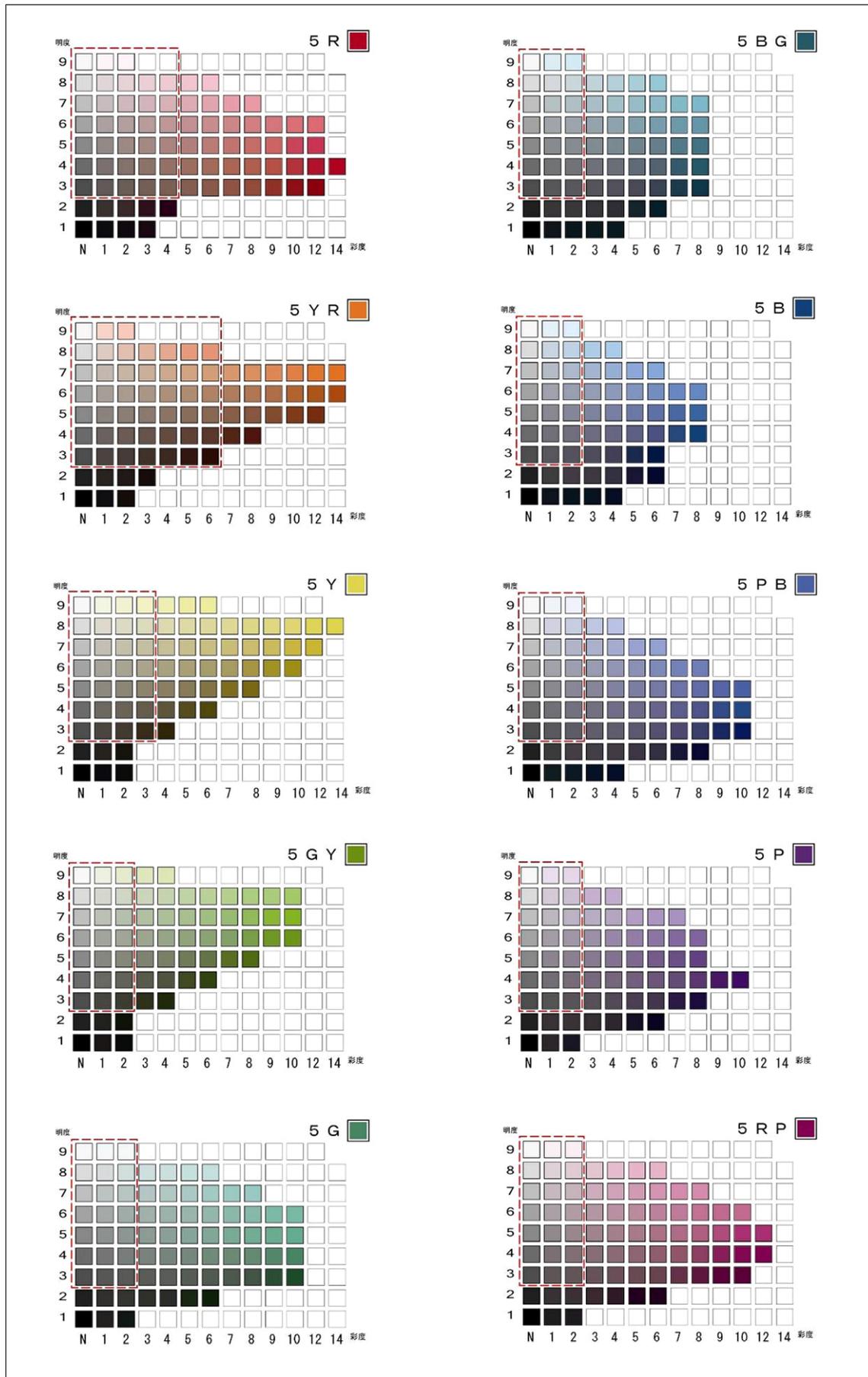
- ・表面に着色していない、または製造過程において着色していない木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩及び見付面積の 10 分の 1 未満の範囲の部分の色彩については、適用しません。
- ・既存の寺社仏閣において、地域の歴史・文化的な景観の保全、創出のために貴重な価値をもち、今後も継承すべきであると判断される建築物、工作物の色彩については、適用しません。

【基本的考え方】

大規模な建築物等は、遠方からも目立ち、その形態や意匠は、地域の景観に大きな影響を及ぼします。周辺景観との調和を誘導し、落ち着いた雰囲気を出することで、地域全体の景観の向上に繋がるよう、大規模な建築物等の外観に使用できる色彩の範囲を制限します。



図：色相環（色相の範囲）



図：色票（明度、彩度の範囲）

※ 色相環、色票で使用している色はイメージであり、実際のマンセル値で示す色彩と異なることがあります。

(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為における行為の制限

基準適用範囲： 景観計画区域（市全域）

景観形成基準： 現況の地形をできる限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮してください。法面は植栽等により緑化することを原則とし、擁壁は周辺景観に調和した形態とするよう配慮してください。

【基本的考え方】

長大な法面や擁壁は、周辺の景観に大きな影響を及ぼし、場合によっては地域の景観を一変させてしまうこともあります。このような法面や擁壁等の発生を抑制し、また周辺景観との調和を誘導することで、地域全体の景観の保全と向上に繋がるよう、開発行為における周辺景観への配慮を求めます。



擁壁や法面はコンクリートを剥き出しにせず、周辺景観に無機質なイメージや圧迫感を与えないようにしましょう。



法面を小段にし、段上に緑化をすることにより長大な法面の威圧感を抑えましょう。



デザイン性に配慮することにより、特徴的で美しい緑地景観を創出するよう心がけましょう。

(4) 土石の採取における行為の制限

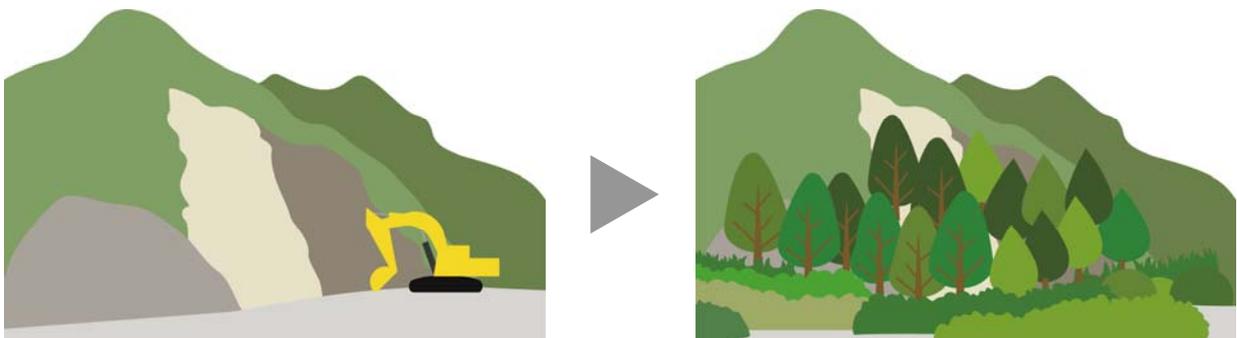
基準適用範囲： 景観計画区域（市全域）

景観形成基準： 採取する場所は、できる限り道路等の公共の場所や眺望点から目立たない場所になるよう採取の位置や方法に配慮してください。やむを得ず、見えてしまう場合は、目立たなくするよう緑化等に努め、周辺環境と調和した垣、さく、フェンス等の設置に配慮してください。

採取後の状態が、採取前の自然な状態に近づく工法の採用に配慮するとともに、樹木の伐採をする場合は、植栽可能な法面勾配や小段にする等して、適切な代替植栽をしてください。

【基本的考え方】

土石の採取により土肌や岩肌が露出することで、市民に親しまれている緑豊かな自然景観が、大きく印象を変えてしまうことがあります。このような状態を外部から遮蔽し、また採取後の状態をできる限り採取前の環境に戻すよう誘導することで、地域全体の景観の保全と向上に繋がるよう、土石の採取における景観への配慮を求めます。

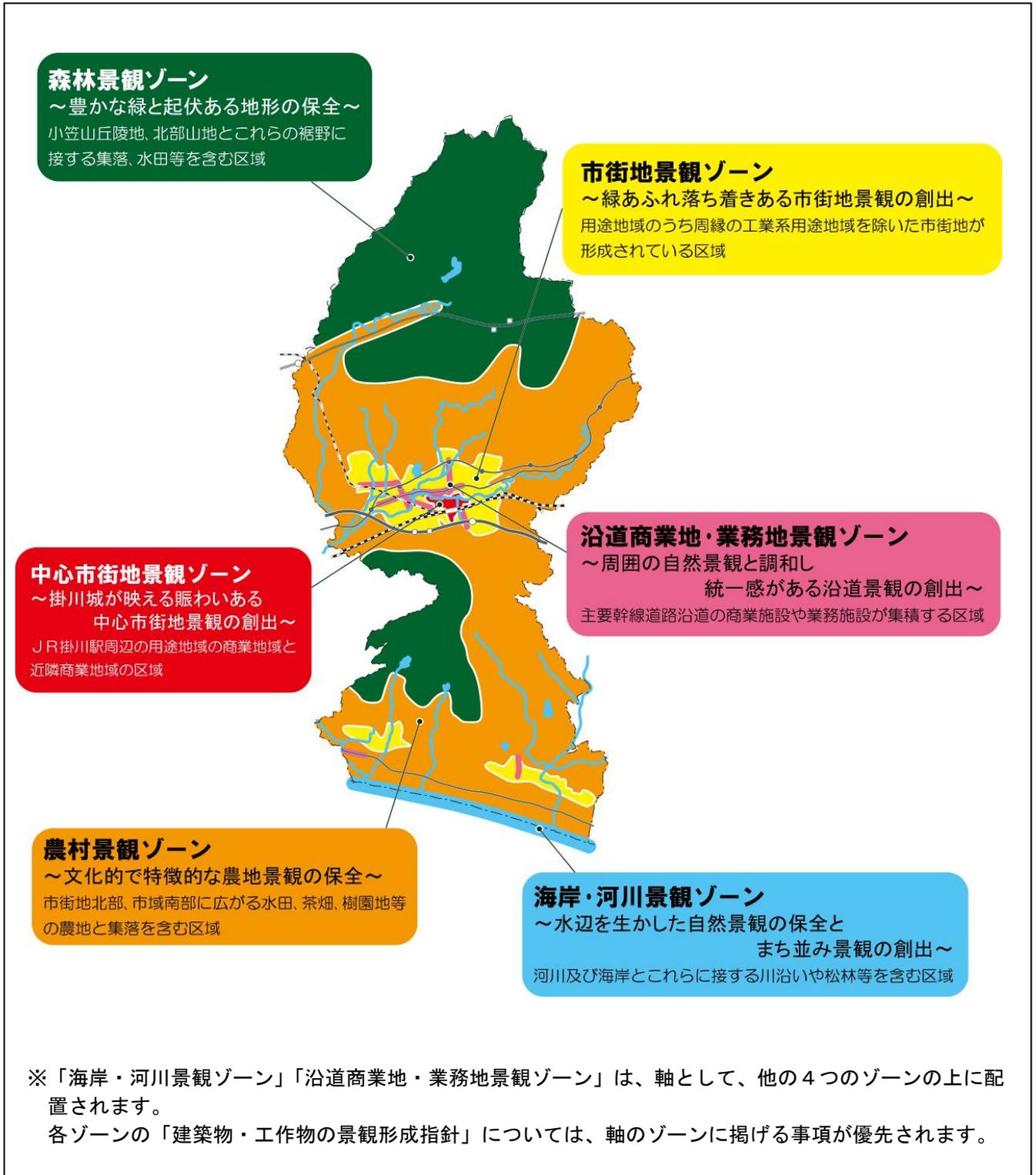


行為地を樹木で目隠しするなどして、道路上等から目立たないようにしましょう。

4

建築物・工作物の景観形成指針の内容

土地利用特性や現況特性にあわせて、市域を6つのゾーンに区分し、地域全体の景観の向上に繋がるよう、すべての建築物・工作物について、景観に配慮すべき事項を示しています。



図：ゾーン区分

(1) 配置

指針内容	ゾーン区分					
	森	農	市	中	海	沿
・眺望点からの景観をできるだけ阻害しない配置とする。	○	○	○	○		○
・山際から極端に離れない配置とし、集落地のまとまりを阻害しないよう配慮する。	○					
・既存集落から極端に離れない配置とし、集落地のまとまりをできるだけ阻害しないよう配慮する。		○				
・橋梁上等の眺望箇所からの景観をできるだけ阻害しない配置とする。					○	
・道路等公共施設に面する壁面等は後退し、修景や広場・歩道状の空間、植栽のための空間を確保する。			○	○		○
・隣地に面する壁面等は後退する。			○	○		○

※ 森：森林景観ゾーン 農：農村景観ゾーン 市：市街地景観ゾーン 中：中心市街地景観ゾーン
海：海岸・河川景観ゾーン 沿：沿道商業地・業務地景観ゾーン

【景観形成のポイント】

美しい眺望景観の保全や、まとまりのあるまち並み景観や集落景観の創出に繋げるため、地域の景観と調和する配置となるよう努めてください。

隣地との良好な住空間の確保やゆとりある歩行空間の確保のために壁面後退に努めてください。



森林景観ゾーンや農村景観ゾーンでは、集落地のまとまりを保つ配置としましょう。



建築物の壁面を後退させ、創出した空間の舗装処理等に配慮して、連続したゆとりある空間を創出しましょう。

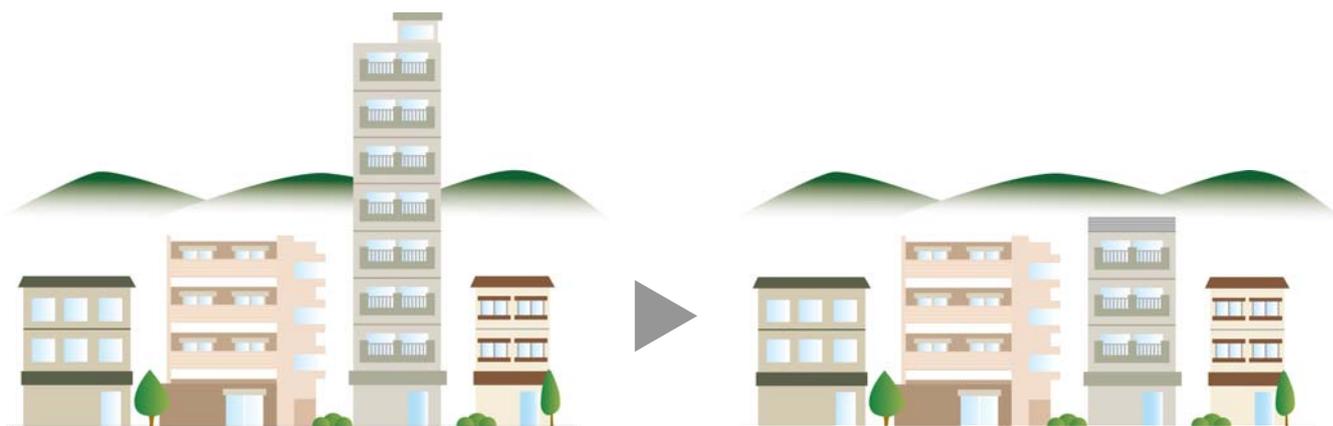
(2) 高さ

指針内容	ゾーン区分					
	森	農	市	中	海	沿
・眺望点からの景観をできるだけ阻害しない高さとする。	○	○		○	○	○
・丘陵地の樹木よりできるだけ高くならないようにするとともに、自然景観、周辺の集落地景観との調和に配慮する。	○					
・周辺の鎮守の杜等の樹高より高くならないようにするとともに、農地景観、周辺の集落地景観と調和するよう配慮する。		○				
・建築物、工作物（これらに設置される屋外広告物等を含む）の各部分の標高は、7.2mを越えないこととし、周辺のまち並み景観との調和に配慮する。				○		
・後背の丘陵地や周辺のまち並み景観と調和するよう配慮する。			○			
・後背の丘陵地や沿道のまち並み景観と調和するよう配慮する。						○
・周囲の自然景観やまち並み景観と調和するよう配慮する。					○	
・海岸の砂浜から、砂防林越しに建築物や工作物ができるだけ見えない高さとする。					○	

※ 森：森林景観ゾーン 農：農村景観ゾーン 市：市街地景観ゾーン 中：中心市街地景観ゾーン
海：海岸・河川景観ゾーン 沿：沿道商業地・業務地景観ゾーン

【景観形成のポイント】

中景・遠景で眺めたとき、後背の丘陵地や山並み景観の確保や、まとまりのあるまち並み景観の創出に繋げるため、周辺の建築物・工作物の高さに比べて著しく高くならないよう努めてください。また、特徴的な眺望景観の保全に努めてください。



建築物の高さは、周辺の自然景観やまち並み景観と調和するようにしましょう。

(3) 形態

指針内容	ゾーン区分					
	森	農	市	中	海	沿
・屋根形状は、できるだけ勾配屋根とし、眺望景観や自然景観、周辺の集落地景観との調和に配慮する。	○					
・屋根形状は、できるだけ勾配屋根とし、眺望景観や農地景観、周辺の集落地景観と調和する。		○				
・屋根形状は、勾配屋根とする等、後背の丘陵地や農地景観及び周辺のまち並み景観と調和するよう配慮する。			○			
・屋根形状は、勾配屋根とする等、後背の丘陵地や周辺のまち並み景観と調和するよう配慮する。				○		
・屋根形状は、勾配屋根とする等、自然景観、周辺の集落地景観との調和に配慮する。					○	
・屋根形状は、勾配屋根とする等、後背の丘陵地や沿道のまち並み景観と調和するよう配慮する。						○
・形態は、集落の統一感や連続性に配慮する。	○	○				
・形態は、まち並みの統一感や連続性に配慮する。			○	○		○
・形態は、橋梁上や堤上からの河川の眺望景観をできるだけ阻害しない形態とする。					○	
・商業店舗の1階部分は、ショーウィンドウやシースルーシャッターを設置する。				○		

※ 森：森林景観ゾーン 農：農村景観ゾーン 市：市街地景観ゾーン 中：中心市街地景観ゾーン
海：海岸・河川景観ゾーン 沿：沿道商業地・業務地景観ゾーン

【景観形成のポイント】

建築物の屋根は、山並みの稜線や自然景観、城のイメージと馴染みやすい勾配屋根などの形状を用い、自然景観や連続するまち並みとの調和を図るよう努めてください。特に景観への影響が大きい大規模な建築物等は、各ゾーンの景観の特徴にあわせるよう努めてください。

賑わいの創出と歩いて楽しいまちづくりを推進するため、中心市街地の商業店舗の1階部分は、ショーウィンドウやシースルーシャッターの設置に努めてください。



屋根形状は、できるだけ勾配屋根とし、眺望景観や農地景観、周辺の集落地景観との調和に配慮しましょう。



中心市街地ゾーンの商業店舗の1階部分は、ショーウィンドウやシースルーシャッターの設置に努め、賑わいを創出しましょう。

(4) 壁面

指針内容	ゾーン区分					
	森	農	市	中	海	沿
・壁面は、単調な大壁面による威圧感を低減するために、壁面の意匠及び分節化等に配慮する。	○	○	○	○	○	○

※ 森：森林景観ゾーン 農：農村景観ゾーン 市：市街地景観ゾーン 中：中心市街地景観ゾーン
海：海岸・河川景観ゾーン 沿：沿道商業地・業務地景観ゾーン

【景観形成のポイント】

圧迫感を感じさせる大壁面を避け、壁面に立体的な変化を持たせたり、分割することで、まち並みや自然景観と調和させるよう努めてください。また、壁面緑化により、建築物等に潤いを持たせ、圧迫感を軽減することができます。

(5) 色彩

指針内容	ゾーン区分					
	森	農	市	中	海	沿
・壁面等の基調色は、周辺の自然景観や集落地景観と調和する色彩とする。	○					
・壁面等の基調色は、周辺の農地景観や集落地景観と調和する色彩とする。		○				
・壁面等の基調色は、後背の丘陵地や農地景観及び周辺のまち並み景観と調和する色彩とする。			○			
・壁面等の基調色は、後背の丘陵地や沿道のまち並み景観と調和する色彩とする。						○
・壁面等の基調色は、周辺のまち並み景観と調和する色彩とする。				○		
・壁面等の基調色は、河川、海岸景観及び周辺の自然景観やまち並み景観と調和する色彩とする。					○	
・アクセント色を使用する場合は、1階・2階部分等できるだけ低層部で使用する。	○	○	○	○	○	○

※ 森：森林景観ゾーン 農：農村景観ゾーン 市：市街地景観ゾーン 中：中心市街地景観ゾーン
海：海岸・河川景観ゾーン 沿：沿道商業地・業務地景観ゾーン

【景観形成のポイント】

外観の色彩によって、建物やまち並みの印象が左右されることがあります。まとまりのあるまち並み景観の創出に繋げるために、周囲の建物の色彩の傾向にあわせるよう努めてください。色彩の「明度」や「彩度」をできるだけ抑える（明る過ぎない、鮮やか過ぎない）ことで、目立った印象を避けることができます。

派手な色をアクセント的に使用する場合も、低層部で使用することで、中景・遠景で見ただけに目立ちにくくすることができます。



色彩が著しく目立った印象にならないよう、明度や彩度はできるかぎり抑えましょう。



周辺のまち並みにあわせて色彩を統一し、落ち着きとまとまりのあるまち並みを形成しましょう。

(6) 材料

指針内容	ゾーン区分					
	森	農	市	中	海	沿
・周辺の自然景観や集落地景観と調和し、違和感のないものを使用する。	○				○	
・周辺の農地景観や集落地景観と調和し、違和感のないものを使用する。		○				
・周辺のまち並み景観と調和し、違和感のないものを使用する。				○		
・後背の丘陵地や周辺のまち並み景観と調和し、違和感のないものを使用する。			○			
・後背の丘陵地や農地景観及び周辺のまち並み景観と調和し、違和感のないものを使用する。						○
・外観の変化をすぐに起こさない耐久性、耐候性のあるもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料を使用する。	○	○	○	○	○	○

※ 森：森林景観ゾーン 農：農村景観ゾーン 市：市街地景観ゾーン 中：中心市街地景観ゾーン
海：海岸・河川景観ゾーン 沿：沿道商業地・業務地景観ゾーン

【景観形成のポイント】

屋根や外壁等で使用する材料によって、建築物等の景観の印象は大きく変わります。光沢の強いものや反射材等の使用を避け、周囲の自然景観やまち並み景観と調和する、違和感のない材料を使用してください。また、経年変化の少ない材料を使用することで、外壁などの劣化による景観の悪化を防ぐことができます。

(7) 付帯設備

指針内容	ゾーン区分					
	森	農	市	中	海	沿
・屋上に設ける設備（空調室外機、給配水管、ダクト、受水槽、冷却塔等）は、外部から見えにくい場所に設置する、または目隠し等により見えないようにする。	○	○	○	○	○	○
・外壁に取付ける空調室外機等の設備や配管、屋外階段等は、建築物と一体的な外観とする、または目隠し等により見えないようにする。	○	○	○	○	○	○
・物干し場は、主な道路等から干し物が見え難くなるような配置や構造とする。			○	○	○	○
・立体駐車施設等は建築物と一体的な外観とする。				○		

※ 森：森林景観ゾーン 農：農村景観ゾーン 市：市街地景観ゾーン 中：中心市街地景観ゾーン
海：海岸・河川景観ゾーン 沿：沿道商業地・業務地景観ゾーン

【景観形成のポイント】

空調室外機や排煙ダクト等の付帯設備は、建築物と調和を図るよう努めてください。付帯設備の色彩や意匠を工夫することで建築物との一体的なイメージをつくることができます。

(8) 駐車場・付属施設

指針内容	ゾーン区分					
	森	農	市	中	海	沿
<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場や駐輪場、電気室・機械室、ごみ置き場等は、できるだけ道路等から見えにくい部分に配置し、見える位置になる場合は、緑化や修景を施し、目隠しをする。 ・ 舗装材の選択や周辺の緑化等により、景観的な演出をする。 	○	○	○	○	○	○

※ 森：森林景観ゾーン 農：農村景観ゾーン 市：市街地景観ゾーン 中：中心市街地景観ゾーン
海：海岸・河川景観ゾーン 沿：沿道商業地・業務地景観ゾーン

【景観形成のポイント】

良好なまち並み景観を創出するため、電気室やごみ置き場等は見えにくい場所に設置するよう努めてください。緑化や修景を施すなど、質の高いものをつくることで良好な景観を保つことができます。

(9) 外柵や塀、門柱・門扉

指針内容	ゾーン区分					
	森	農	市	中	海	沿
・ 建築物本体と調和するよう形態や色彩を工夫するとともに、周辺の集落と調和するよう配慮する。	○					
・ 建築物本体と調和するよう形態や色彩を工夫し、集落と調和するよう配慮する。		○				
・ 建築物本体と調和するよう形態や色彩を工夫し、まち並みと調和するよう配慮する。			○	○	○	○
・ 生垣の設置を推進し、隣接する住宅等の生垣と調和する樹種を選択する。	○	○	○			
・ 生垣の設置を推進し、隣接する集落の生垣と調和する樹種を選択する。					○	
・ 敷地境界は緑化を推進し、魅力ある歩行者空間を創出するよう配慮する。						○

※ 森：森林景観ゾーン 農：農村景観ゾーン 市：市街地景観ゾーン 中：中心市街地景観ゾーン
海：海岸・河川景観ゾーン 沿：沿道商業地・業務地景観ゾーン

【景観形成のポイント】

外柵や塀、門柱・門扉は、道路等から容易に見られ、敷地全体の印象を左右することもあります。建築物や周辺の自然景観、まち並み景観との調和に配慮してください。

敷地の周囲に生垣を造ることで潤いある印象を創出することができます。また、隣接する生垣の樹種と調和したものを選択することで、潤いあるまち並み景観が創出できます。

(10) 植栽等

指針内容	ゾーン区分					
	森	農	市	中	海	沿
・敷地内の既存樹木は、できるだけ保存する。	○	○	○	○	○	○
・新たに樹木を植栽する場合は、周辺植生と調和した樹種とする。	○	○			○	
・新たに樹木を植栽する場合は、周辺植生と調和した樹種を選択するとともに、できるだけ中高木を植栽する。			○	○		○
・敷地内のオープンスペースや建築物の前面等は、緑化や花による修景を施す。	○	○	○	○	○	○

※ 森：森林景観ゾーン 農：農村景観ゾーン 市：市街地景観ゾーン 中：中心市街地景観ゾーン
海：海岸・河川景観ゾーン 沿：沿道商業地・業務地景観ゾーン

【景観形成のポイント】

緑が豊かな街並みは、人々に潤いや安心感を与えることから、敷地内の緑化に努めてください。芝や低木よりも中高木の方が、緑豊かに見えます。



垂直擁壁はなるべく避け、植栽ブロックの使用など緑化修景に配慮しましょう。



既存樹林はできる限り保存し、自然に囲まれた快適な空間づくりをしましょう。



住宅地も生垣化や敷地内への中高木の植栽を進めて、豊かな緑を創出しましょう。

(11) 屋外広告物

指針内容	ゾーン区分					
	森	農	市	中	海	沿
・ 広告物は、自家広告物のみとし、できるだけ壁面に設置し、屋上・屋根看板は設置しないよう配慮する。	○	○	○		○	○
・ 広告物は、できるだけ壁面に設置し、屋上・屋根看板は設置しないよう配慮する。				○		
・ 屋外広告物の各部分の標高は、7.2mを越えないこととする。				○		
・ 広告物の規模は、できるだけ小規模にする。	○	○	○	○	○	○
・ 広告塔等の独立看板を設置する場合は、集約化、小面積化、デザインの高質化、建物本体との調和等、周辺の景観を損なわないようにする。	○	○	○	○	○	○
・ 看板の地色には、高彩度色や蛍光色をできるだけ使用しないよう配慮する。	○	○	○	○	○	○

※ 森：森林景観ゾーン 農：農村景観ゾーン 市：市街地景観ゾーン 中：中心市街地景観ゾーン
海：海岸・河川景観ゾーン 沿：沿道商業地・業務地景観ゾーン

【景観形成のポイント】

屋外広告物は、周辺の自然景観やまち並みの印象に大きな影響を及ぼします。自然景観の保全や品格あるまち並み景観を形成するため、できるだけ設置数を少なくするとともに、設置する位置、規模、形態、色彩等について周辺景観と馴染むよう努めてください。中心市街地景観ゾーンにおいて、やむを得ず屋上広告物を設置する場合は、掛川城天守閣からの眺望に配慮してください。

案内広告物を集約することでスッキリとした沿道景観を創出することに繋がります。



意匠は、周辺のまち並みに配慮し、大きさにも配慮しましょう。



統一感があり、かつ特徴的な意匠の屋外広告物の掲出に配慮しましょう。



複数の屋外広告物は、できるだけ集約化しましょう。

— 參考資料 —

掛川市景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 景観計画（第7条―第10条）
- 第3章 法に基づく行為の規制等（第11条―第18条）
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木
 - 第1節 景観重要建造物（第19条―第23条）
 - 第2節 景観重要樹木（第24条―第28条）
- 第5章 地区における景観の形成（第29条―第33条）
- 第6章 表彰及び技術的援助等（第34条・第35条）
- 第7章 掛川市景観審議会（第36条―第38条）
- 第8章 雑則（第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が協働して良好な景観の実現を図り、もって地域資源を活かした個性的で魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（基本理念）

第3条 良好な景観の形成は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 景観が長い年月をかけて生まれ、形成されるものであることを認識し、長期的な視野の下、段階的かつ継続的に推進されなければならないこと。
- (2) 自然的景観、歴史・文化的景観その他人の営みにより守られ、育まれてきた本市の原風景の保全に努め、次世代に継承しなければならないこと。
- (3) 良好な景観は、都市の個性を豊かにし、魅力を高める地域資源であることを認識し、本市及び本市が属する地域の特性に根ざした景観の探求及び創造に努めなければならないこと。
- (4) 人々の生活がまち並みに活気を与えていることを踏まえ、人が活動する様子を景観の重要な要素として捉えなければならないこと。
- (5) 景観の保全及び整備は、市民、事業者及び市の協働により推進することとし、本市に関係するすべての者が、それぞれの役割及び責任を認識しつつ、主体的に取り組まなければならないこと。

（市の責務）

第4条 市は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項に規定する施策の実施をするに当たっては、市民又は事業者の意見又は要望が十分に反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成のために先導的役割を担うよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、互

いに協力して積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動に関し、地域の個性に十分配慮し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 景観計画

（景観計画の策定）

第7条 市長は、法第8条第1項の景観計画（以下「景観計画」という。）に同条第2項各号に定める事項のほか、良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることができる。

2 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かななければならない。

（景観形成重点地区）

第8条 市長は、景観計画の区域内にあって地域の特性にふさわしい良好な景観を形成するため特に重点的に取り組む必要があると認める地区を景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として景観計画に定めることができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を定めるときは、当該重点地区における法第8条第2項第3号に掲げる事項について、重点地区ごとに定めることができる。

3 市長は、第1項の規定により重点地区を定めるときは、当該重点地区の区域内における良好な景観形成を図るために必要な施策を実施するものとする。

4 市長は、掛川市生涯学習まちづくり土地条例（平成17年掛川市条例第128号）第9条第1項の規定により指定した特別計画協定区域（以下「協定区域」という。）について同条例第8条第1項の規定により締結されたまちづくり計画協定に、良好な景観の形成に関する事項（以下「計画協定事項」という。）が定められているときは、当該協定区域を重点地区として指定し、当該計画協定事項を当該重点地区における法第8条第2項に規定する事項として定めるよう努めなければならない。

（眺望点）

第9条 市長は、本市の区域内にある公共の場所（公有地及び公共施設に限る。以下同じ。）のうち、本市に特有の優れた景観を眺望できる場所であって特にその眺望を保全する必要があると認めるものを眺望点として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により眺望点を指定したときは、その旨を告示するとともに、景観計画に位置付けるものとする。

3 市長は、眺望点を指定したときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置するものとする。

4 第2項の規定は、眺望点の変更及び解除について準用する。

（市民等による眺望点の指定の提案）

第10条 本市の区域内にある公共の場所のうち、本市に特有の優れた景観を眺望できる場所であって特にその眺望を保全する必要があると認めるものについて、市民又は法第92条第1項の景観整備機構は、市長に対し、眺望点として指定するよう提案することができる。

2 市長は、前項の規定による提案が行われたときは、遅滞なく、眺望点の指定をする必要があるかどうかを判断し、当該眺望点の指定をする必要があると認めるときは、当該提案に係る場所を眺望点として指定するものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により眺望点の指定をする場合について準用する。

第3章 法に基づく行為の規制等

(届出を要する行為等)

第11条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 切土、床掘その他の土地の掘さく又は埋土若しくは盛土をする行為のうち規則で定めるもの

(2) 砂利(砂及び玉石を含む。)の採取(洗浄を含む。)をする目的で行う土地の区画形質の変更のうち規則で定める規模のもの

2 前項各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。

3 法第16条第1項の条例で定める事項は、当該行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地。)並びに当該行為の完了予定日とする。

4 法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(届出に係る添付図書)

第12条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 当該行為に係る計画の概要を記載した書類

(2) 建築物又は工作物の色彩が施された4面以上の立面図

(3) 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項に規定する日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値が表示された外部仕上げ表

(4) 景観計画に定められた当該行為に関する制限に適合しているかどうかを確認する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(届出を要しない行為)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち規則で定めるもの

(2) 法第16条第1項第2号に規定する行為(規則で定める工作物に係る行為に限る。)のうち規則で定めるもの

(3) 法第16条第1項第3号に規定する行為のうち規則で定めるもの

2 前項各号の規則で定める行為及び同項第2号の規則で定める工作物は、景観計画の区域内において定められた地区ごとに定めることができる。

(特定届出対象行為)

第14条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

(行為の完了の届出)

第15条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(勧告の手続)

第16条 市長は、法第16条第3項の規定により勧告をしようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告に従わない旨の公表)

第17条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとする場合は、当該勧告

を受けた者に対し、あらかじめ、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(必要措置命令の手続)

第18条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

第1節 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定等の手続)

第19条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(原状回復命令等の手続)

第20条 市長は、法第23条第1項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(管理の方法の基準)

第21条 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物に消火栓、消火器その他の消火設備を設けること。

(2) 景観重要建造物の敷地、構造又は建築設備の状況を定期的に点検すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める措置を講ずること。

(必要措置命令等の手続)

第22条 市長は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告に従わない旨の公表)

第23条 市長は、法第26条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

第2節 景観重要樹木

(景観重要樹木の指定等の手続)

第24条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(原状回復命令等の手続)

第25条 市長は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、第36条の掛

川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(管理の方法の基準)

第26条 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の防除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に定めるもののほか、景観重要樹木の管理の方法の基準として規則で定める措置を講ずること。

(必要措置命令等の手続)

第27条 市長は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告に従わない旨の公表)

第28条 市長は、法第34条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

第5章 地区における景観の形成

(景観地区の設定の手続)

第29条 市長は、法第61条第1項の規定により景観地区を定めようとするとき、又は景観地区について都市計画に定めた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(準景観地区の指定の手続)

第30条 市長は、法第74条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により準景観地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観協定の認可の手続)

第31条 市長は、法第81条第4項又は法第90条第2項の規定により景観協定の認可をしようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第84条第1項の規定により景観協定の変更の認可をしようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴くものとする。

(景観整備機構の指定の手続)

第32条 市長は、法第92条第1項の規定により景観整備機構の指定をしようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(地区景観まちづくり協議会)

第33条 市長は、一定の地域における良好な景観の形成を推進するための活動を行うことを目的として組織された団体で、当該地域における良好な景観の形成に寄与すると認めるものを地区景観まちづくり協議会として認定することができる。

2 前項の規定による地区景観まちづくり協議会の認定は、次の各号のいずれにも該当することを要件として行うものとする。

- (1) その活動が当該地域における良好な景観の形成を促進するための活動を行うことを目的とするものであること。
- (2) 当該地域内に存する土地、建築物等(建築物及び規則で定める工作物をいう。以下同じ。)又は広告物等(屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。以下同じ。)の所有者等の多数により組織されるものであること。
- (3) その活動が当該地域内に存する土地、建築物等又は広告物等

に関することに限られたものであること。

(4) その活動が財産権を不当に制限するものでないこと。

3 地区景観まちづくり協議会は、その名称中に地区景観まちづくり協議会という文字を用いなければならない。

4 市長は、第1項の規定により認定した地区景観まちづくり協議会が第2項に規定する要件を欠くに至ったときその他地区景観まちづくり協議会として適当でなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第6章 表彰及び技術的援助等

(表彰)

第34条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認める者を表彰することができる。

2 市長は、前項に規定するもののほか、良好な景観の形成に寄与すると認める建築物等、広告物等その他の物件について、その所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)、設計者その他の関係者を表彰することができる。

(技術的援助等)

第35条 市長は、景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者等並びに地区景観まちづくり協議会その他良好な景観の形成に寄与すると認める活動を行う者に対し、その保存又は活動のために必要な技術的援助その他必要な支援を行うことができる。

第7章 掛川市景観審議会

(設置)

第36条 市長は、良好な景観の形成の円滑な推進を図るため、掛川市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議事項)

第37条 審議会は、この条例に規定するもののほか、市長の諮問に依りて、良好な景観を形成するために市長が必要があると認める事項について審議し、答申する。

2 審議会は、この条例に規定するもののほか、良好な景観の形成に関し市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第38条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

3 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前5項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

【あ〜お】

屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるはり紙、はり札、立看板、広告旗並びに広告塔、広告板、建築物等に掲出されているもの等のこと。

【か〜こ】

景観行政団体

景観法第7条第1項に規定された、景観計画の策定、景観協議会の設立、景観協定の認可、景観整備機構の指定等景観法全般の行政を担う地方公共団体のこと。

景観協定

景観法第81条に規定された、景観計画区域内の一団の土地について、土地所有者等の全員の合意により結ばれる、良好な景観の形成を図るための協定のこと。

景観計画

景観法第8条に規定された景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。

景観計画区域

景観法第8条に規定された「景観計画の区域」で、景観計画で定めた内容の効力が及び範囲のこと。

景観重要建造物

景観法第19条に規定された、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物のこと。

景観重要公共施設

景観法第8条に規定された、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定めたもの。

景観重要樹木

景観法第28条に規定された、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木のこと。

景観整備機構

景観法第92条に規定された、公益法人又は特定非営利活動法人（NPO法人）で、景観に関する調査研究等の業務を行うことができる、景観行政団体の長から指定された団体のこと。

景観地区

景観法第61条に規定された、より積極的に景観形成を図っていく地区において都市計画法に基づく都市計画に、建築物、工作物の形態、意匠、高さ、壁面の位

置、建築物の敷地面積を定めることができる地区のことをいう。

景観農業振興地域整備計画

景観法第55条に規定された、景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき地域について定める計画のこと。

【さ〜そ】

彩度

マンセル値で使われる色の鮮やかさを示した数値で、数値が低いほうが落ち着いたやわらかい色となる。

色相

マンセル値で使われる10色を基本とした色合いのことをいい、無彩色はNで表す。

準都市計画区域

都市計画区域外の区域のうち、そのまま放置すれば、近い将来、無秩序に開発される可能性がある認められる区域に対し、土地利用の整序、環境の保全を目的に指定する区域のこと。

【た〜と】

地区計画

都市計画法第12条の5に規定された、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の配置や建築物の建て方等を、地区の特性に応じてきめ細かく定め、より良好なまちづくりをすすめる計画のこと。

都市計画区域

自然的、社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状と将来の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として指定する区域のこと。

【ま〜も】

マンセル値

色を定量的に表す体系である表色系の一つで、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現する。

明度

マンセル値で使われる色の明るさを示した数値で、数値が大きい方が明るい色となる。

【や〜よ】

用途地域

都市計画法第8条に規定された、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の建築を用途や容積等により規制する制度のことで、現在、12種類の用途地域がある。

問い合わせ先

掛川市都市政策課

〒436-8650 静岡県掛川市長谷1丁目1番地の1

電話 (0537)21-1151 FAX (0537)21-1165

E-mail tosiseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp